

生協制度見直し検討会

第4回(H18. 9. 27)

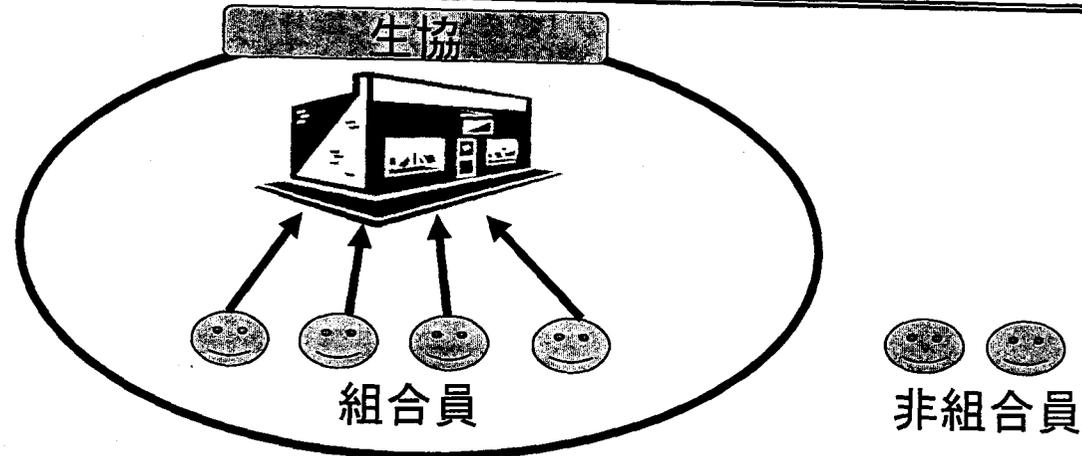
資料5

購買事業等に係る規制の見直しについて

事業の利用に関する規制
(員外利用規制)

員外利用規制とは

- 員外利用規制とは、組合が、組合員以外の者にその事業を利用させることができないとする規制
- 生協法では、員外利用は原則禁止されており、厚生労働省令で定める場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができない制度となっている(員外利用の禁止・許可制度)



消費生活協同組合法

第12条

- 3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合又は当該行政庁の許可を得た場合は、この限りでない。

消費生活協同組合法施行規則

(員外利用の正当な理由)

- 第2条 法第12条第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、組合が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第5条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約(以下「責任共済契約」という。)を締結している場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該責任共済契約の残存期間に限る。
- 一 責任共済契約又は責任共済契約が締結されている自動車当該組合の組合員でない者に相続された場合
 - 二 責任共済契約の契約者の名義が当該組合の組合員でない者の名義に変更された場合
 - 三 責任共済契約が締結されている自動車当該組合の組合員でない者に譲渡された場合
 - 四 法第19条第1項又は第20条第1項の規定により組合員が脱退した場合
 - 五 法第50条の2第1項の規定により責任共済等の事業(この事業に附帯する事業を含む。)の全部若しくは一部が譲渡された場合又は同条第2項の規定により責任共済等の共済契約の全部が包括して他の組合に移転された場合

員外利用禁止・許可規定が設けられた経緯・理由

○ 当初の消費生活協同組合法の政府案には、員外利用の禁止・許可制度に関する規定はなかったが、中小商工業者への配慮のため、国会の修正により、導入されたもの

【昭和23年7月5日 衆議院厚生委員会における修正】

第12条

3 組合は、組合員の利用に差支ない限り、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、特に行政庁の許可を得た場合の外、その事業年度における組合員の利用分量の総額の十分の一を超えてはならない。

修正

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。但し、当該行政庁の許可を得た場合はこの限りでない。

【修正の趣旨(昭和23年7月5日 衆議院厚生委員会)】

○有田委員 われわれ民主自由党といたしましては、本法案の第十二條の第三項並びに第十四條の二項、三項の点に問題がありまして、この点が全部抹消され得るという見通しのもとに、私どもは協調の態度をとつてまいつたのですが、結局これがどうしても容れられないということになりました結果、二項、三項はそのまま生きる。ただ次の修正案が認められるという結果になつておりますが、少くとも今日中小商工業者が経済的に非常に疲労困憊している状態にありますし、この修正によりまして、幾分なり中小商工業者を助け得るという考えをもちまして、右の修正案を具して、民主自由党は賛成いたしたい、かように思うものでございます。すなわち第十二條第三項を全部抹消いたしまして次の通り修正いたすのでございます。

修正案

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。但し、当該行政廳の許可を得た場合はこの限りでない。

他の協同組合法における組合員資格

消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合 (農業協同組合法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)
<p>(地域生協) ○一定の地域内に住所を有する者であって、定款で定めるもの</p> <p>※定款の定めるところにより、生協の区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる</p> <p>(職域生協) ○一定の職域内に勤務する者であって、定款で定めるもの</p> <p>※定款の定めるところにより、附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者を組合員とすることができる</p>	<p>○農業者</p> <p>【以下は准組合員(注)】</p> <p>○組合の地区内に住所を有する個人又は農協からその事業に係る物資の供給を継続して受けている者であって、農協の施設を利用することを相当とするもの</p> <p>○組合の地区の全部又は一部を地区とする農協</p> <p>○組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となっている団体</p> <p>(注) 准組合員 議決権、選挙権・リコール権、総会招集請求権等がない組合員</p>	<p>○組合の地区内において商業、工業、鉱業、サービス業等を行う小規模事業者(注)で、定款で定めるもの</p> <p>(注) 小規模事業者 原則として、①資本金又は出資金が3億円(小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円)を、または、②従業員数が300人(小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人)を超えない事業者</p>

員外利用可能な場合

○ 員外利用が認められる場合として、①厚生労働省令で定める正当な理由がある場合、②行政庁の許可を得た場合の2つの場合がある

員外利用禁止

「組合員以外の者にその事業を利用させることができない」

員外利用が可能な場合

①厚生労働省令で定める正当な理由がある場合

(※ 認可行政庁の許可なしで員外利用が可能)

【員外利用が認められる場合】

自動車損害賠償責任共済契約が締結されている自動車が、組合員から組合員でない者に相続、譲渡された場合など

【員外利用限度額】

・法令上なし

② 認可行政庁の許可を得た場合

【員外利用が認められる場合】

通知で規定

【員外利用限度額】

- ・法令上なし
- ・通知で規定(原則:組合員利用の100分の20)

※購買について商業調整規定あり

「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない」

他の協同組合法における員外利用許可制度の有無と主な利用限度

	消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合 (農業協同組合法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)
員外利用許可 制度の有無	あり	なし	なし
員外利用限度	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○員外利用の許可を得たとき(山間僻地、生協間供給等)</div> <div style="width: 45%;">おおむね組合員の利用分量の100分の20以内</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○原則</div> <div style="width: 45%;">組合員の利用分量の100分の20以内</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○原則</div> <div style="width: 45%;">組合員の利用分量の100分の20以内</div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○員外利用の許可を得たとき(専売品・統制品、医療福祉事業等)</div> <div style="width: 45%; text-align: center;">限度なし</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○医療に関する施設</div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○体育施設、教養文化施設を一般公衆に利用させる場合</div> <div style="width: 45%; text-align: center;">限度なし</div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○厚生労働省令で定める場合(自動車賠償責任共済事業)</div> <div style="width: 45%;"></div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">○老人の福祉に関する施設</div> <div style="width: 45%;">組合員の利用分量の100分の100以内</div> </div>	

(注)消費生活協同組合の員外利用が可能な場合及びその限度は、厚生労働省令で定める場合を除き、通知により定められている。

一方、農業協同組合、事業協同組合は、法令上定められている。

員外利用の限度と許可事由

通知により、以下のような事項について、行政庁の許可を受ければ員外利用が可能とされている。

○ 員外利用の限度が設定されていないもの

- ・ 専売品、統制品等であって、組合がその取扱者として指定等を受けるために員外利用が許可されることが条件となっているもの
- ・ 地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急時において、一時的に生活物資の供給に円滑を欠く場合に、地方自治体との協定に基づき、生活物資を供給することとされたとき
- ・ 医療福祉事業

など

○ 員外利用の限度が組合員の利用分量のおおむね5分の1以内とされているもの

- ・ 組合が山間僻地にあつて、その附近に類似の物品を供給する一般商品が少ないため、組合員以外の者に、日常生活に必要な物資を供給するとき
- ・ 他の消費生活協同組合又は同連合会に、その有する物品を供給する場合

など

員外利用規制の見直しについて

生協としての特質

○生協は、「一定の地域又は職域による人と人との結合体」であり、その実施する事業は、一定の地域や職域で結びついた組合員のみを対象としている点が、生協の行う購買事業や共済事業とその他の小売業や保険業とで異なる点である。

生協をめぐる状況の変化

○災害時の緊急物資供給など、組合員以外に対する活動ではあるが、社会に貢献することが求められている場面が増加している。



○生協の組合員は、特定の業種等を対象とした農業協同組合、事業協同組合(中小企業等協同組合法)と異なり、自然人一般が結合した相互扶助組織であることから、現行の員外利用の禁止・許可制度(員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度)を引き続き維持することとしてはどうか。

○員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることについてはどう考えるか。

○行政庁の許可により、員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとしてはどうか。(例:組合員の利用分量の100分の20)

第2回ヒアリング時に出された意見(員外利用)

意 見

1 生協の本質

- 生協は組合員利用を前提にしているが、一般の消費者は生協の閉鎖性を感じている
 - 生協の社会的役割が拡大すれば拡大するほど員外利用規制が問題になる
- *
- 生協は組合員の相互扶助組織であるという基本的考え方は今後も変わらず、員外利用の見直しをすることはやぶさかでないが、あくまで組合員組織という理念の中で、それに反しない限りで行うべき

2 員外利用規制についての基本的考え方

- 生協の閉鎖性を解消するために、定款に定めれば2割の範囲内で員外利用が可能となるようにすべき
- *
- 員外利用の見直しをするのであれば、可能な場合を一つ一つ検証すべき。1割とか2割とか数量的な面だけで限定し中身を問わないとすることは適当でない
 - 地域貢献については、生協でなければできないことなのかどうか、他の民間事業者も同じサービスができる事業なのかを分析して、民間にできることについて員外利用を緩和することには慎重であるべき
 - 員外利用規制を緩和していいケースについては、法体系の中で個別具体的に限定列挙するべき

第2回ヒアリング時に員外利用規制の緩和要望があった具体的事例

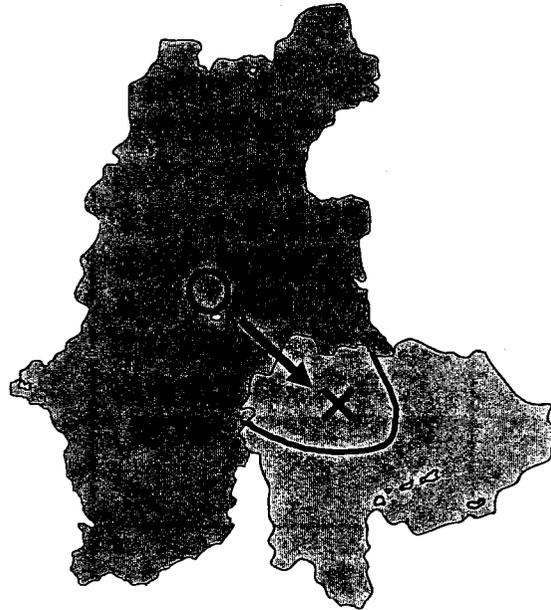
項 目

- お試し利用
- 行政からの委託事業
- 小中学校・保育所等の利用
- 母体企業の福利厚生施策として組合員本人への便宜供与を行う場合の母体企業による利用
- 労働組合のイベント等で組合員本人への便宜供与を行う場合の労働組合による利用
- 海外赴任者への便宜供与を行う場合の母体企業による利用
- 期間従業員・派遣労働者・社外応援者・海外研修生・来客等による利用

区域に関する規制
(県域規制)

県域規制とは

○ 県域規制とは、職域生協でやむを得ない事情のあるものや連合会を除き、組合は、都道府県の区域を越えて設立することができないとする規制



長野県を区域として設定している地域生協は、その県境を越えて、生協を設立することができない。

消費生活協同組合法

第5条

組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域による消費生活協同組合で止むを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下連合会という。）は、この限りでない。

県域規制の趣旨と各法比較

○ 協同組合の原理原則からは、必ずしも設立区域の範囲の規制は必要でなく、他の協同組合では、同種の規制はない。

	消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合 (農業協同組合法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)
設立区域に関する規制の有無	<p style="text-align: center;">あり</p> <p>「第5条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。職域により消費生活協同組合で、やむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会は、この限りでない。」</p> <p>※地域又は職域の区域は定款記載事項</p>	なし	なし

(注) 農業協同組合、事業協同組合は、「地区」を定款記載事項とするが、「地区」の広さを制限する規定はない。

県域規制の設定理由

- 県域規制は、中小商工業者との関係や、独占禁止政策、適正規模の観点から設けられたもの

参考

【法制定当時の国会答弁（昭和23年7月5日 衆議院厚生委員会）】

- 喜多政府委員 都道府県の区域を限界にいたしております点は、都道府県以上に大きな組織的経済事業を営ましめ、強力なる力を将来もたしめることは、国家行政との関係も生じてくるのではなからうか。また中小商工業者との関係から見まして、この程度が最も適当なる限界点である、かように考えておる次第であります。
- 喜多政府委員 組合またはその連合会が都道府県にまたがって組織せられるということは、経済的事業も行うときにはあまりに強大な組織となり、中央企業に対する圧迫もはなはだしくなるから、都道府県の区域に限ることを適当と考えたのであります。なおまたこのことは、私的独占法などわが国経済組織に関する法制の精神にも適するものと考えておる次第であります。
- 木村(忠)政府委員 組合の区域は原則として市町村あるいは区の区域等の範囲内できめることが適当であるという御意見は、ごもつともであります。あるいは市の区域を跨りましてやらなければならぬ場合もございますし、土地によりまして適当な区域というものが、市町村の区域というものとうまく一致しない場合もありますので、この点につきましては都道府県の区域を越える場合だけを制限いたすことになっております。

【「消費生活協同組合法逐条解説」】

消費生活協同組合は、国民の自発的な意思により組織され発展すべきものであることから、その区域の広狭の決定も国民各自の自由であつてもよいわけであるが、国家経済全体の立場から中小商業者との関係を考慮し、これを都道府県の区域に限定したものである。

県域規制の見直しについて

生協が実施する購買事業をめぐる状況の変化

【法制定時からの状況の変化】

- 法制定当時は、百貨店以外は、小売業者は中小零細事業者で構成されていた。
- その後、スーパーマーケットという業態が出現し、都道府県域を越えたチェーンストアが全国域で展開されている。
〔従業員100人以上の事業所(小売商店)の年間商品販売額が小売業額全体での販売額に占める割合〕
昭和41年:13.4% → 平成14年:18.6%

【道路整備、モータリゼーションの進展】

- 県境を超えた店舗利用のニーズ
- 配送エリアなど、店舗等の購買事業の効率的な展開は県域と一致せず

【生協の状況】

- 店舗事業は、生協の中核事業の1つ
- くらしの助け合い活動など、組合員の相互扶助に基づく福祉活動も、店舗などを活用して展開

生協としての特質

- 県域規制の対象となっている地域生協は、「一定の地域による人と人との結合体」。
- 生協は、さまざまな事業を一体として行うことにより、組合員の利便を図る組織であり、購買事業を実施する生協が共済事業等を行っている場合も多い。地域生協が実施する共済事業は、一定の地域で結びついた組合員のみを対象としている点が、保険業との大きな相違点の1つ。

一定の範囲に限って、都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できるようにしてはどうか。
(例:主たる事務所の所在地である都道府県の接続都府県まで)

組合員サービスの向上

第2回ヒアリング時に出された意見(県域規制)

意見

1 県域規制についての基本的考え方

- 組合員の日常生活感覚に即し、県域規制を撤廃すべき
- 車社会の現実の中で、車で10分も走れば県域を越えるという実態も多く、広域で生活圈や生協の活動範囲をとらえて問題なく、組合員サービスの向上にもポジティブに働くと評価している
- *
- 員外規制の緩和、県域規制の撤廃、組合員以外の者による共済募集については、「一定の地域又は職域による人と人との結合」という生協の性格を変質させ、保険と生協共済の違いをあいまいなものにするため適当ではない
- 県域規制の撤廃、員外利用規制の緩和については、具体的なニーズを明らかにし、規制を適用除外するケースを明確化すべき

2 具体的な県域規制緩和の必要性

- 生活圈としてあたりまえのように買い物は県境を越える
- 県境近くに店舗ができた場合や配送エリアの効率性を高める必要
- 県内人口の減少及び組合加入率の到達点などから見て、県域を越えた生協間の連帯が必要
- 経営管理や事業運営および人的配置の効率化をはかる必要
- 限られた店舗の中で、県域を越えた共同連帯により、店舗事業を強化していくことが必要
- 福祉事業を支える基盤づくりのために、県域を越えた共同連帯ができるようにすべき